

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会運営規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定例会議)</p> <p>第4条 定例会議は、毎月4回定例日時に開くものとし、<u>委員長</u>がこれを招集する。<u>ただし、委員会において開かないと決定したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 委員長は、定例会議を招集するときは、開催日の前日までに、その日時及び場所を委員及び本部長に通知しなければならない。</u></p>	<p>(定例会議)</p> <p>第4条 定例会議は、毎月4回定例日時に開くものとし<u>委員長</u>がこれを招集する。</p>
<p>(臨時会議)</p> <p>第5条 臨時会議は、臨時必要がある場合に委員長がこれを招集する。</p> <p><u>2 委員長は、臨時会議を招集するときは、開催日の前日までに、その日時及び場所を委員及び本部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(臨時会議)</p> <p>第5条 臨時会議は、臨時必要がある場合に委員長がこれを招集する。</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
<p>(会議録)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 会議録は、<u>警察本部警務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）</u>において調製し、保存する。</p>	<p>(会議録)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 会議録は、<u>警察本部総務課</u>において調製し、保存する。</p>
<p>(庶務)</p> <p>第11条 委員会の<u>庶務</u>は、<u>公安委員会補佐室</u>でこれを行う。</p>	<p>(事務処理)</p> <p>第11条 委員会の<u>事務</u>は、<u>警察本部総務課</u>でこれを行う。</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。